

第3次佐渡市男女共同参画計画  
令和6年度事業実績一覧

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R6年度事業実績	実施時期	今後の課題	備考
I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり										
I 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透										
I 1 1 家庭・地域における固定的性別分担役割分担意識の解消										
I	1	1	(1)	家庭内における男女平等意識の醸成を図ります	市民課	11	①地域セミナーin佐渡「みんなで子育てせんかっちゃん！～子育て今昔物語～」の開催（子ども若者課主催のイベントにて） 参加者：19名 ②LGBTQ理解促進セミナーの開催 参加者：20名	①11月3日(日)13:00～14:30 ②11月30日(土)13:30～15:00	オンラインでの開催も含め、参加しやすいセミナー開催を検討する。 また、ターゲット層に合わせた周知方法についても検討し、参加者増を目指す。	子ども若者課
I	1	1	(2)	男女がともに家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	高齢福祉課	11	・家族介護教室の実施 前期：2回 後期：3回 出前教室：2回	前期：6～8月 後期：10月～12月 出前教室：随時	・教室参加者の減少 ・出前教室の依頼の減少	
I	1	1			健康医療対策課	11	パパとママのマタニティセミナーの実施	5月・8月・11月・2月	参加者数が3割と少なく、欠席した男女に、SNS等でセミナーの内容を周知し、男女で話し合い共に育児ができるようにする必要がある。	
I 1 2 職場における固定的性別分担意識の解消										
I	1	2	(1)	事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます	地域産業振興課	11	当課ではR7年1月の時点で広報誌等での周知はしていません。		広報紙やHP等での計画的な周知に努める。	
I 2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発										
I 2 1 男女平等意識に基づく指導										
I	2	1	(1)	学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を行います	学校教育課	13	指導主事・教育指導主事が全ての小中学校を訪問し、教育計画への位置づけ、確実な実施について指導している。	6月～12月	特別の教科道徳における「公正、公平、社会正義」の内容項目を中心とした授業改善に課題がある。	
I 2 2 教育関係者への意識啓発										
I	2	2	(1)	保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します	学校教育課	13	①人権教育、同和教育研修講座の実施 ②自治的風土を育てる学級・学校づくり研修 ③各校で人権教育、同和教育に関する研修を2回以上実施	①10月18日、19日 ②6月6日、11月2日 ③4月～令和7年3月まで	学校教職員と同様に、今後は現地研修への参加促進および周知徹底を図ることが課題である。	
I	2	2			子ども若者課	13	①佐渡地区保育事業研究会研修会の実施 ②新潟県保育士会主催の研修会への参加	①10月19日、11月9日 ②6月5日、6月13日、7月11日、7月18日、7月19日、8月6日、9月5日、9月13日	研修会の実施および参加すること、保育士の資質向上が図れるため継続していく必要がある。	
I 3 あらゆる暴力の根絶										
I 3 1 あらゆる暴力を許さない意識づくり										
I	3	1	(1)	DV等を防止するための啓発を推進します	子ども若者課	15	①人権展では「女性の人権」でデートDV等と紹介。 ②いこの授業では希望する学校を会場に14回、581名（R6.12月末）が受講した。	①7月5日 ②6月～3月	①デートDV等の最新課題も扱い、相談先への導線を強化する。 ②希望校実施により受講機会が偏りやすいため、均等化を図る必要がある。	
I	3	1			子ども若者課	15	DV被害者支援ネットワーク会議を実施し、15の構成機関と情報共有をした	5月30日(木) 13:30～16:30	関係機関との連携をより円滑にし、相談先情報の周知や円滑な引継ぎ体制の定着を図ります。あわせて、限られた支援資源といった地域特性を考慮し、被害者に寄り添った支援導線のさらなる充実を図る必要がある。	
I	3	1	(2)	関係機関との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます	社会福祉課	15	総合福祉相談支援センターにおいて様々な相談に対応し適切な支援につなげるため、日頃より関係機関との連携や相談支援体制の整備に努めた。	通年		
I	3	1			市民課	15	①庁内の基幹システムに警告メモを入力し情報を共有する。 ②佐渡市DV被害者支援ネットワーク会議に参加し、連携機関との協力を図る。	①随時入力 ②5月30日(木) 13:30～16:30	被害や相談があった際の窓口の案内や相談先を担当以外でも対応した職員が把握できるようにする。	

第3次佐渡市男女共同参画計画  
令和6年度事業実績一覧

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R6年度事業実績	実施時期	今後の課題	備考
I	4			生涯を通じた心身の健康づくりへの支援						
I	4	1		性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及						
I	4	1	(1)	性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じ適切な指導を行います	学校教育課	17	各校の実情に応じて実施している。	令和6年6月～12月	性的マイノリティとされる児童生徒への配慮も含め、具体的な取組事例等の共有をとおして具体的な指導に生かす。	
I	4	1	(2)	不妊に悩む男女に対する情報提供と支援の充実に努めます	健康医療対策課	17	不妊・不育治療費助成事業 不妊治療や不育治療をしているご夫婦に対して、その治療費及び通院費、宿泊費の一部を助成（実19件、延21件）	随時	税滞納の有無が納付要件にあり、事業を希望する男女が利用に結び付けられない場合が懸念される。（現状はなし）	
I	4	2		生涯を通じ健康の保持・増進の推進						
I	4	2	(1)	生涯を通じた男女の健康増進を促進します	社会教育課	17	①ニュースポーツフェスティバルの実施 参加人数 64名 ②モルック大会 人数 43名 ③ソフトバレー大会 人数 104名	①9月23日 ②令和7年3月15日 ③令和7年3月16日	チラシ配布・SNS等で参加者を募集していますが、参加人数が集まらない。 今後も継続しながら多くの方から参加して頂けるように工夫していきたい。	
I	4	2	(2)	各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します	健康医療対策課	17	①【乳がん検診】 対象：40歳以上の女性（2年に1回） ※41歳の方に無料クーポン券を発行 ・集団健診（10会場：16日間） ・個別健診（佐渡検診センター） ②【特定健康診査】 40～74歳の国保加入者を対象にメタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させる目的で集団健診・人間ドックを実施 ・集団健診：13会場（36日間）実施	①5月～9月（集団健診は5月～2月） ②5月～7月 追加健診：11月 人間ドック：随時	40歳代が乳がん罹患する年代として多いが、受診率が10.6%と低く、受診動向が必要である。	健診受診者で指導や受療が必要な人に、家庭訪問や健康相談等で保健指導を実施し、結果のフォローを行った。

第3次佐渡市男女共同参画計画  
令和6年度事業実績一覧

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R6年度事業実績	実施時期	今後の課題	備考
男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり										
II	1			働く場における男女共同参画の推進						
II	1	1		雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保						
II	1	1	(1)	男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます	総務課	21	毎年度の女性活躍推進法に基づく行動計画の実施状況の公表にあわせて周知に努め、性別に関係ない、公正な採用選考を行った。	随時	引き続き公正な採用を行う	
II	1	1	(1)		地域産業振興課	21	当課ではR7年1月の時点で事業所への周知は行っていません。		事業所へ直接周知できる機会をつくるとともに、事業所レベルでの法理解と遵守を確実にする仕組みづくりが課題	
II	1	1	(2)	職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます	総務課	21	係長級以上を対象に、ハラスメントを発生させない職場づくりを行うとともに、自らもハラスメントを行うことがないよう研修を行った。(計45名受講)	8月に2回実施	ハラスメント研修の継続	
II	1	1	(2)		地域産業振興課	21	関係機関が実施する、ハラスメント防止のための研修や、社会保険労務による相談・支援の窓口を案内し、事業所への啓発に努めた。	随時	研修や相談窓口の案内にとどまり、事業所内での自発的・継続的な取り組みへつながっているのか見えにくい。	
II	1	1	(3)	ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	市民課	21	市HPによる周知、イベント時にリーフレットの配布	随時	現行の「ハッピー・パートナー企業登録制度」について、令和8年3月末で制度廃止となり、令和7年度より新たな「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度」が創設されるため、その周知を行う。	
II	1	2		個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援						
II	1	2	(1)	働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます	地域産業振興課	21	求人関係等の情報を収集し、求職者に対して情報提供を行った。	通年	求職者への情報提供にとどまり、事業所の職場環境改善を促す視点が弱いこと。	
II	1	2	(2)	性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が目指せるように支援します	地域産業振興課	21	性別で区別することなく、個人の能力に応じて相談するように努めた。	通年	支援が理念的対応にとどまり具体的な成果につながっているか見えにくい	
II	2			仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進						
II	2	1		仕事と生活の調和に向けた意識啓発						
II	2	1	(1)	それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます	総務課	23	時間外縮減や休暇取得を促進するため、管理職が係員の業務量を適正に管理するよう、係内及び課内ミーティングの徹底を呼びかけた。	随時	時間外勤務が特定の職員に偏らないようにすること。	
II	2	1	(1)		地域産業振興課	23	厚生労働省が主催する就業環境整備改善セミナーなどを案内し、事業所への啓発に努めた。	令和6年8月～令和7年1月	セミナーの周知にとどまっていたため、参加を促すような取り組みが必要	
II	2	1	(2)	育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます	総務課	23	男性職員の育休取得率が上昇したので、引き続き制度周知や職員向けの研修会などの実施を推進する。	随時	周知するためのリーフレット等の作成	今年度中に制度説明のリーフレットを作成し、さらに分かりやすい制度周知の取組みを予定している。
II	2	1	(2)		地域産業振興課	23	関係機関が行う労務管理に関するセミナーや、働き方改革に関する相談窓口などを案内し、事業所への啓発に努めた。	随時	育児・介護休業等が当たり前となる職場風土の醸成が必要	
II	2	2		多様なライフスタイルに対応するための支援						
II	2	2	(1)	放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます	子ども若者課	23	高千児童クラブを新規に開設し、佐和田児童クラブ及び金井児童クラブの利用定員を増員した。このための居場所の確保を拡充し、仕事と子育ての両立を図った。	通年	児童数が減少している一方で、放課後児童クラブのニーズは年々増加している。放課後の居場所の設置等による対策が必要がある。	

第3次佐渡市男女共同参画計画  
令和6年度事業実績一覧

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R6年度事業実績	実施時期	今後の課題	備考
II	2	2	(2)	在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります	高齢福祉課	23	①「佐渡市の介護保険」の各戸配付による制度の周知 ②介護老人福祉施設整備に対する補助	①5月配布 ②R6.9月開設	①財政ひっ迫のためDX普及によるホームページへの掲示に移行する。 ②持続可能なサービス提供のための施設整備補助を行う。	
II	3			男性にとつての男女共同参画						
II	3	1		男性が抱える困難への対応						
II	3	1		(1) 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます	社会福祉課	25	・福祉に関する総合相談窓口として、社会福祉課内に総合福祉相談支援センターを設置し、子どもから高齢者まで、ご本人やご家族等からの様々な初期相談に対応した。 ・広報やイベント等において総合福祉相談支援センターの周知を行った。	通年		
II	3	1	(2)		健康医療対策課	25	①相談窓口のチラシ配布の実施 ②市報への掲載 ③ゲートキーパー研修の実施（市民対象：1回、市役所職員対象：1回） ④学校・地域を対象に、こころの健康教育の実施（高校2回、地域1回） ⑤自殺対策協議会（1回）	①随時 ②9月・3月 ③市民対象：9月 市役所職員対象：2月 ④学校：6月・7月 地域：6月 ⑤10月	悩みを抱えた時「相談する相手がいらない」「相談できない・したくない」人は、成人8.2%、高齢者は3.7%と減少しているが、身近な地域で支え手となる市民の人材育成を図っていく必要がある。	自殺対策協議会 自殺の実態を共有し、地域や職場等、それぞれが取り組めることを検討する。
II	3	2		男性の家事・育児・介護等への参画の促進						
II	3	2	(1)	男性の働き方を見直すように事業所への意識啓発を行います	地域産業振興課	25	関係機関が行う働き方改革や時間外労働の上限規制に関する相談窓口などを案内し、事業所への啓発に努めた。	随時	意識啓発が、男性の育児・家事参画や休業取得などの具体的な行動変容につながったのかの検証が必要	
II	3	2		(2) 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	健康医療対策課	25	パパとママのマタニティセミナー 年4回実施	5月・8月・11月・2月	参加者数が3割と少なく、欠席した男女に、SNS等でセミナーの内容を周知し、男性が主体的に学ぶ機会を提供する必要がある。	
II	3	2	子ども若者課		25	子ども未来舎りせむを会場に実施。 実人数5名、延人数22名	11月17日、24日、12月1日、8日の9:30～11:30	参加が自主性に依存しやすいため、働き方・地域慣行による参加障壁を下げる工夫を行い、継続的な学び・実践につながる内容（家事分担の見える化、育児休業・両立制度）の周知を強化する必要がある。		
II	3	2	高齢福祉課		25	・家族介護教室の実施 前期：2回 後期：3回 出前教室：2回	前期：6～8月 後期：10月～12月 出前教室：随時	・教室参加者の減少 ・出前教室の依頼の減少		
II	4			高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり						
II	4	1		高齢者・障がい者の社会参画支援						
II	4	1	(1)	老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します。	高齢福祉課	27	・老人クラブ事業運営費補助34クラブ ・老人クラブ連合会活動促進事業費補助の実施	—	クラブ会員の高齢化、高齢者活動の多様化、役員のみ手不足等による会員数の減少、クラブ解散の増加。	
II	4	1	(2)	障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課	27	より地域課題に合わせて具体的な協議ができるよう自立支援協議会の体制を見直し、地域課題に合わせてワーキンググループを作り、課題解決に向けた協議を行った。	通年		
II	4	2		高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり						
II	4	2		(1) 高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します。	社会福祉課	27	①相談支援事業所や地域包括支援センターと連携し相談支援を行うとともに、相談支援体制の整備・強化に努めた。 ②「障がい福祉従事者新任者研修」、「意思決定支援研修」に各分野から参加を呼びかけ、連携体制強化及び質の向上に努めた。	①通年 ②「障がい福祉従事者新任者研修」（5月開催34名参加、9月開催14名参加）、「意思決定支援研修」（10月23日開催46名参加）		
II	4	2	高齢福祉課		27	①救急医療情報キットの普及啓発32地区、188セット配布 ②見守り関係団体連絡会の開催	①随時 ②令和7年1月24日開催	①地域によって配布数のバラつきがある。また、救急医療情報キットの説明会を開催していないため、住民に周知できていない。 ②見守り関係団体以外の企業・事業所等、若い世代への周知が行き届いていない。また、事業者が住民宅を訪問した際などに異変に気づいた場合、どこに連絡したらよいかわからないことがあるなど、依頼した連絡先に共有してもらえないときがある。		

第3次佐渡市男女共同参画計画  
令和6年度事業実績一覧

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R6年度事業実績	実施時期	今後の課題	備考
II	4	2	(2)	介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します	高齢福祉課	27	①在宅福祉サービス ②介護手当支給事業 ③認知症サポーター養成講座の開催 ④介護老人福祉の人材育成・確保事業（医療・介護・福祉の人材育成及び確保事業補助金）	①随時 ②年2回支給(9月・3月) ③随時 ④随時	①サービス内容及び利用者負担額の見直し ②支給対象者及び支給金額の見直し ③R6年度末で延べ9,713人受講。(R5から292人増)毎年定期開催を企画し、市内の様々な会場で講座を開催するが、参加者が10人前後なことが多く、若い世代への講座があまりできていない。 ④申請が減っているか横ばい状態であり、補助金を交付しても転出してしまったりなど、定着に結びつかない場合がある。	
II	5			困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備						
II	5	1		生活困窮者への自立支援						
II	5	1	(1)	生活困窮者への総合的な支援を行います。	社会福祉課	29	生活自立相談支援センターの支援員が関係機関と連携し相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行った。	通年		生活困窮者自立支援事業を佐渡市社会福祉協議会へ委託して実施。
II	5	2		ひとり親家庭への支援						
II	5	2	(1)	ひとり親家庭への総合的な支援を行います。	子ども若者課	29	①ひとり親への就労相談 実人数1名、延人数7名 ②ひとり親家庭への学習支援 実人数9名、延人数77名 ※令和6年11月末実績	4月1日～令和7年3月31日	支援が必要な家庭ほど届きにくい可能性があるため、関係機関と連携した早期把握と周知を強化し、就労への接続と、こどもの生活・学習習慣の定着を一体で進める必要がある。	
II	6			男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築						
II	6	1		防災・災害復興活動における女性参画の促進						
II	6	1	(1)	防災計画や災害対応マニュアル等市の防災対策に女性や要配慮者等の視点を取り入れます。	防災課	31	近年の大雪災害、地震・津波災害を教訓として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担による社会全体で防災・減災を目指す計画とした。	令和6年10月	国や県の計画修正に合わせて市の計画も修正が必要	
II	6	1	(2)	災害時の避難所運営等、様々な場面において、男女共同参画の視점에配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します。	防災課	31	自主防災組織や防災リーダー向けの研修会	令和7年2月16日(予定)	研修会については市民が関心を持てる内容となるよう工夫していく必要がある	
II	7			国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進						
II	7	1		国際理解への取組						
II	7	1		異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します。	学校教育課	33	①国際理解教育計画を教育計画に位置付け、異文化に触れあう教育活動を実施している。 ②佐和田中学校では、ALT・OIR・SEAを招聘して差別などを学ぶ授業を行った。	①令和6年4月から令和7年3月までの期間 ②12月17日	単なる言語活動に留まらず、ALTの背景文化と教科書の題材を効果的に結びつけることで、国際理解教育としての質的向上を図ることが課題である。	
II	7	1	(1)	異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します。	社会教育課	33	①SEA（スポーツ国際交流員）が幼児保育園を回り、アクティビティを通じたコミュニケーションを行った。 訪問回数：56回（1園4回×14園） ②ALT（外国語指導助手）が公民館講座（英会話）の講師を勤め、日常会話を通じて異文化に触れ合った。 開催数：10回 参加者数：81名	①8月～3月末 ②9月～3月末	①SEAの訪問を通し、園児が今以上に、英語や異文化に興味を持ってもらうよう、園と相談し、授業内容の工夫が必要。 ②募集定員に満たない状況で講座を開設している。今後は、参加者数が増えるよう、募集方法等の改善が必要。	社会教育課
II	7	2		在住外国人への支援						
II	7	2	(1)	ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います。	市民課	33	①人権展における啓発活動（外国籍の人の人権） ②外国人技能実習機構の援助相談員との意見交換（現状の課題について整理）	①7月 ②11月	佐渡市における在住外国人の数は274人（令和7年3月末）であり、前年の同時期に比べて増加している（令和6年3月末247人）。相談があった際には内容に応じた対応先を案内できるように対応情報の定期的な見直しや更新を行い、常に提供できるようにしておく。	
II	7	2	(2)	医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	健康医療対策課	33	健診や保健指導、育児等において、言語の理解に困っている人の話を聞き、適切な支援を関係機関と連携して行った。	随時	タブレットの通訳機能を活用し、理解や受け止めを確認して行ったが、実際はうまく通じていなかった場合もあり、通訳等関係機関との連携が必要である。	

第3次佐渡市男女共同参画計画  
令和6年度事業実績一覧

基本目標	重点目標	施策の方向	行政の役割	具体的な施策	主管課	第3次計画掲載ページ	R6年度事業実績	実施時期	今後の課題	備考
Ⅲ 女性の活躍できる社会づくり										
Ⅲ 1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進										
Ⅲ 1 1 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用										
Ⅲ	1	1	(1)	市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます	全課	37	委員の改選の際に、事務局に対し女性の積極的な登用の呼びかけ	随時		
Ⅲ	1	1	(2)	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します	市民課	37	「令和6年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」の実施	8月		令和6年市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合：26.3%
Ⅲ	1	1	(3)	市女性職員の育成・係長以上への役職の登用を推進します	総務課	37	市の人事計画に基づき、女性職員のキャリアアップや係長以上への登用を推進したが、登用率は横ばいとなった。 意見交換会や研修等は実施できなかったが、研修のオンライン化や係長研修・セルフケア研修を庁内で実施し、新たに係長になった職員のスキルアップやフォローに取り組んだ。		キャリアアップしやすいよう1つ前研修の実施等を計画。	
Ⅲ 1 2 地域の活動団体における女性参画の促進										
Ⅲ	1	2	(1)	女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します。	全課	37	①佐渡連合婦人会主催の総会、交歓会の共催（佐渡市教育委員会） ②第47回女性のつどいの共催（佐渡市教育委員会）	①7月17日 11月27日 ②11月10日		
Ⅲ 2 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進										
Ⅲ 2 1 農業における女性の経営参画の促進										
Ⅲ	2	1	(1)	家族経営協定の締結を促進します	農業政策課	39	窓口で相談があった際は随時説明を行う予定であったが、実績はなし。	適宜		農業者から家族経営協定に係る相談が少ないため、関係機関と連携し、協定締結を促していく。
Ⅲ	2	1			農業委員会事務局	39	説明実績なし。	随時		
Ⅲ	2	1	(2)	女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農業政策課	39	必要に応じて情報提供等を行う予定であったが、女性を対象にした周知の実績はなし。	適宜		研修会の案内があった際は速やかに情報発信を行い、参加を促す。
Ⅲ 2 2 商工業等自営業における女性の経営参画の促進										
Ⅲ	2	2	(1)	家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	地域産業振興課	38	関係機関と連携して、女性が長く働き続けられるための支援やスキルアップに関するセミナーについて、案内を行った。	8月～11月		普及啓発後も、慣行や人手不足により、就業条件の実態改善が進みにくいこと。
Ⅲ	2	2	(2)	女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	地域産業振興課	38	創業時に必要となる知識習得のサポートや、資格取得にかかる経費に対し補助金を交付した。	通年		知識習得のサポートや、資格取得の補助金活用が一部にとどまり、女性の継続的な経営参画や意思決定層への登用までつなげていくこと。